

○紫波町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ制度の円滑な運用を図り、もって一人ひとりの多様性を認め合い、支え合う、誰もが安心して住み続けられる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、協力し合うことを約束した2人の者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある2人が、パートナーシップにある者の子(養子を含む。以下同じ。)又は親(養親を含む。以下同じ。)と家族として協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者が、第4第4項第1号に規定する宣誓書に署名し、町長に対し、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をする日(以下「宣誓日」という。)において、民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が町内に住所を有し、又は宣誓をした日から3月以内に町内へ転入を予定していること。
- (3) 現に配偶者がいないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外のものとパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。以下同じ。)でないこと(養子縁組によって近親者となった場合を除く。)

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、パートナーシップの宣誓をしようとする者の双方若しくは一方の15歳以上である子又は親について、本人の同意がなければならない。

(宣誓の方法等)

第4 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をしようとする日を申し出た上、町長が指定する日までにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届(様式第1号。以下「宣誓届」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたものの写し(宣誓時点で有効期間内のものに限る。)又はそれらに準ずるものとして町長が適当と認める書類(以下「本人確認書類」という。)
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(発行から3月以内のものに限る。)
- (3) 戸籍の個人事項証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類(発行から3月以内のものに限る。)
- (4) 宣誓をしようとする者の双方が町内に住所を有していない場合にあっては、少なくともいずれか一方の町内への転入の予定を確認することができる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げるもののほか、宣誓をしようとする者の双方若しくは一方の子又は親を含

めてファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該子の年齢が宣誓をしようとする日において15歳未満である場合にあっては、第3号に掲げる書類を除くものとする。

(1) 当該子及び親の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行から3月以内のものに限る。）

(2) 戸籍の個人事項証明書その他の当該親子関係を証明する書類

(3) 当該子及び親が署名した同意書（様式第2号）

(4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項各号及び前項各号に掲げる書類を審査し、第3に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

4 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれかの方法により宣誓を行うものとする。

(1) 町長の面前でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第3号。以下「宣誓書」という。）に署名する方法

(2) 署名した宣誓書をあらかじめ町長に提出し、宣誓をしようとする者の双方と町長が、宣誓をしようとする者の双方の状態を認識しながら通話することが可能なシステムを利用し、インターネットを介した映像及び音声の送受信により、提出した宣誓書の内容について事実と相違ないことを町長に宣言する方法

5 前項の規定により宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない特別の事情があると町長が認めるときは、当該宣誓をしようとする者の双方の立会いの下で、当該宣誓をしようとする者が認めた者に代筆させることができる。

（通称名の使用）

第5 宣誓をしようとする者で、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）等の事情があると町長が認める場合は、宣誓において通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 通称名を使用しようとする者は、宣誓届に戸籍上の氏名（外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称名を記載するとともに、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添えなければならない。

（交付書類）

第6 町長は、第4の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第4号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第5号）（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓日当日において、宣誓者の双方が町内に住所を有していないときは、町長は、受領証等に代わり、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第6号。以下「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。

3 転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から起算して3月とする。ただし、特別の事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。

4 転入予定受付票の交付を受けた者は、転入をした日から14日以内に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第7号。以下「転入完了申出書」という。）に転入予定受付票、転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び本人確認書類を添えて、町長に提出しなければならない。

5 前項に規定する本人確認書類の添付は、第7第1項、第8第1項及び第2項、第9、第11第1項及び第2項並びに第12第2項の手続において準用する。

6 町長は、転入完了申出書が提出されたときは、宣誓者に対し、受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7 宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第8号)により、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添付しなければならない。

2 町長は、前項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

3 紛失により受領証等の再交付を受けた場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(届出事項の変更)

第8 宣誓者は、宣誓届に記載した事項に変更があった場合(第10第1項及び第2項に該当する場合を除く。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届(様式第9号。以下「変更届」という。)に、町長が必要と認める書類を添えて町長に届け出なければならない。この場合において、変更する事項が受領証等に記載されている事項に関するものであるときは、交付を受けた受領証等を添付しなければならない。

2 ファミリーシップにある15歳以上の子又は親が、当該ファミリーシップを解消しようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書(様式第10号)により、当該子又は親の氏名が記載された受領証等からの氏名の削除を申し立てることができる。

3 町長は、前項の規定による申立てがあったときは、宣誓者に対して交付した受領証等を返却させた上で、申立てをした子又は親の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

(宣誓に含めた子が15歳に到達した場合の手続)

第9 宣誓者は、宣誓時に15歳未満であった子が15歳に到達したときは、遅滞なく次の各号のいずれかの手続を行わなければならない。

(1) 当該子が引き続き受領証等への氏名の記載を希望するときは、宣誓者は、第4第2項第3号に規定する当該子が署名した同意書を提出しなければならない。

(2) 当該子が受領証等への氏名の記載を希望しないときは、宣誓者は、第8第1項に規定する変更届を提出しなければならない。

(宣誓の無効等)

第10 宣誓は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とする。

(1) 宣誓届の内容に虚偽があったとき。

(2) 第6第2項の規定により転入予定受付票の交付を受けた場合において、宣誓者の双方が、第6第3項に規定する有効期限までに転入しなかったとき(同項ただし書に該当する場合を除く。)

2 宣誓は、次の各号のいずれかに該当する場合には、取消しとする。

(1) 宣誓日以後に第3各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 受領証等の不正な使用、濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する使用が発覚したとき。

3 前項の規定による場合のほか、町長は、宣誓者が記載事項の変更その他必要な手続を長期に渡り怠った場合は、宣誓を取り消すことがある。

4 町長は、無効又は取消しとした宣誓に係る受領証等の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(受領証等の返還等)

第11 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第11号。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて町長

に返還しなければならない。

(1) 宣誓者の意思により、パートナーシップ及びファミリーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の双方が町外に転出したとき。

(4) 第10第1項の規定により、宣誓が無効となったとき。

(5) 第10第2項の規定により、宣誓が取消しとなったとき。

2 前項第2号に該当する場合において、ファミリーシップの宣誓をしているときは、同項の規定にかかわらず、宣誓書に氏名の記載がある子又は親の同意を得た上で、ファミリーシップを継続することができる。この場合において、宣誓者は、返還届に代わり変更届を提出しなければならない。

3 町長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合で、相当の期間、返還届の提出がないときは、宣誓者に対し受領証等の返還を求めることがある。

4 町長は、第1項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方により返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、もう一方の宣誓者に対し当該返還届を受理したことを通知するものとする。

5 町長は、第1項の規定により返還された受領証等の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(他自治体との相互連携)

第12 第6第1項の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者が町長が相互連携を図る市町村(以下「連携自治体」という。)において受領証等に準ずる書類(以下「連携自治体受領証等」という。)の交付を受けている場合で、町内へ転入後も引き続きパートナーシップ又はファミリーシップを継続し、町長が第3各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、受領証等の交付を受けることができる。

2 前項の規定により受領証等の交付を受けようとする者(以下「転入宣誓者」という。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届出書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 連携自治体受領証等

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(発行から3月以内のものに限る。)

(3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、転入宣誓者から前項の届出があったときは、当該転入宣誓者に受領証等を交付するものとする。

4 町長は、前項の規定により転入宣誓者に受領証等を交付したときは、遅滞なく転出元である連携自治体に通知するものとする。

5 町長は、宣誓者が連携自治体へ転出し、当該連携自治体からパートナーシップ又はファミリーシップの継続に係る通知があったときは、第11第1項の規定による受領証等の返還があったものとみなす。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。